

早島町災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 計画策定の背景及び目的

近年、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震等の大規模震災や平成27年9月の関東・東北豪雨、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月の西日本豪雨、令和2年7月豪雨等の風水害が頻発している。これらの大規模災害では、建築物等の被害により莫大な災害廃棄物が発生している。将来的には、南海トラフ巨大地震などの大震災の発生や台風・熱帯低気圧や梅雨前線など集中豪雨による影響が懸念されており、災害時に大量発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することは大きな課題になっている。

環境省では、過去の災害で得られた様々な景観や知見を踏まえ、平成30年3月に災害廃棄物対策指針を改定し、また、平成27年8月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の改正により、災害廃棄物の処理に関する対策を進めている。

こうした状況を踏まえ、「早島町災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）は、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨災害における災害廃棄物の処理経験を教訓に、早島町（以下、「本町」という。）が被災した場合を想定した災害廃棄物処理について、必要となる事項をあらかじめ計画としてとりまとめたものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、岡山県が策定する災害廃棄物処理計画との整合を図りつつ、災害廃棄物処理に関する本町の基本的な考え方と具体的な対応方策を示すものであり、災害廃棄物処理に係る基本的な計画として位置付ける。また、本町の災害対策全般に関する基本的な計画である「早島町地域防災計画」及び本町の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「早島町一般廃棄物処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものである。

3. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害及び風水害とする。地震災害は「早島町地域防災計画」地震災害対策編において想定した南海トラフ巨大地震とし、風水害は、「早島町地域防災計画」風水害等対策編において想定した被害とする。また、本計画では、早島町地域防災計画（地震災害対策編）において本町で最大の被害が発生すると予測される南海トラフ巨大地震による被害を想定し、地震発生に伴い生じる災害廃棄物について検討を行うものとする。

表1 想定する地震による被害

項目	内容
想定災害	南海トラフ巨大地震
マグニチュード (M)	9.0
町内最大震度	6弱
町内建物全壊棟数	22棟（揺れ14棟、液状化4棟、急傾斜地崩壊4棟）
町内建物半壊棟数	367棟（揺れ236棟、液状化124棟、急傾斜地崩壊7棟）
町内火災による建物焼失数	木造4棟（冬18時・パターン1）
町内避難者数（一週間後）	722人（うち避難所生活者361人）（冬18時・パターン1）

※「岡山県災害廃棄物処理計画に係る基礎調査報告書（平成27年3月）」から早島町の被害状況を抜粋

4. 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、地震や大雨等の災害により発生する廃棄物と、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は本計画の対象としない。また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うことを基本とする。

なお、災害廃棄物のに関する業務は、平常時から実施している一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分、再資源化だけでなく、「災害廃棄物の仮置場の管理」から「災害廃棄物の処理」や「災害廃棄物による二次災害の防止」等も含む。

表2 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材・水害等による流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	廃家電製品	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	太陽光発電設備・蓄電池	災害により被害を受け使用できなくなった太陽光発電設備、蓄電池
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物（廃石綿等 ^{※1} 及び石綿含有廃棄物 ^{※2} 。以下「アスベストを含む廃棄物」という。）、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物
その他、適正処理が困難な廃棄物	消化器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど	
生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿

※1 廃石綿等：石綿が飛散するおそれのある吹付け石綿、石綿保温材等

※2 石綿含有廃棄物：石綿を重量比0.1%以上含む廃石綿等以外のもの

5. 災害廃棄物発生量

本町の想定災害である南海トラフ巨大地震により発生する災害廃棄物発生量、及び町内で必要なし尿収集量及び仮設トイレ必要基数は表3の様に推計される。

表3 南海トラフ巨大地震による災害廃棄物発生量

可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計
1,962t	2,164t	5,763t	1,393t	588t	11,209t
し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数（最大）					
し尿収集必要量 614L/日、12 基					

6. 組織体制と役割分担

災害時における内部組織体制として、本町の地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置する。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図1を基本とする。

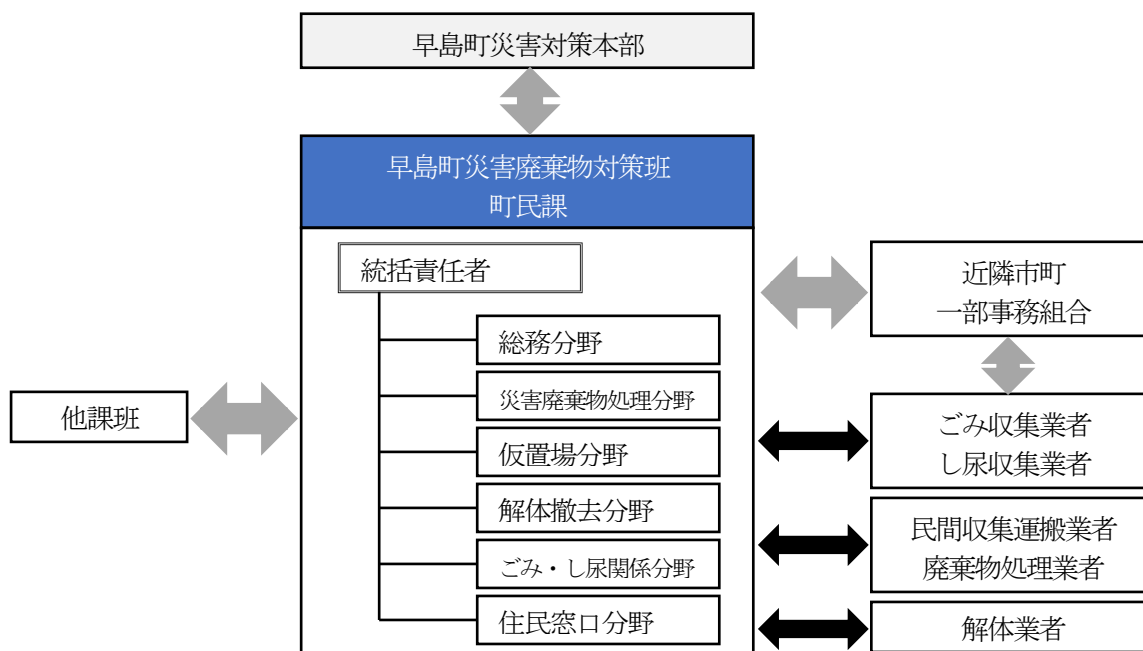


図1 災害廃棄物対策における内部組織体制

7. 公的機関相互の協力・支援体制の確立

大量の災害廃棄物が発生する大規模災害時には、被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、行政区界を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。したがって、市町村、都道府県、民間事業者（廃棄物関係団体等）、国（環境省）がそれぞれの役割分担をもとに、広域的な相互協力体制を整備することが必要となる。

なお、国からは災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）による現地支援や、中国四国ブロック協議会を通じた広域的な協力体制の構築や災害廃棄物処理への財政支援を受ける。

●D.Waste-Net とは

災害廃棄物のエキスパートとして有識者や技術者、業界団体等を環境大臣が任命するもの。国のリーダーシップの強化を図るとともに、環境省がとりまとめる最新の科学的・技術的知見等を活用して、自治体等の災害廃棄物対策を支援することを目的としている。

8. 災害廃棄物処理

(1) 処理戦略

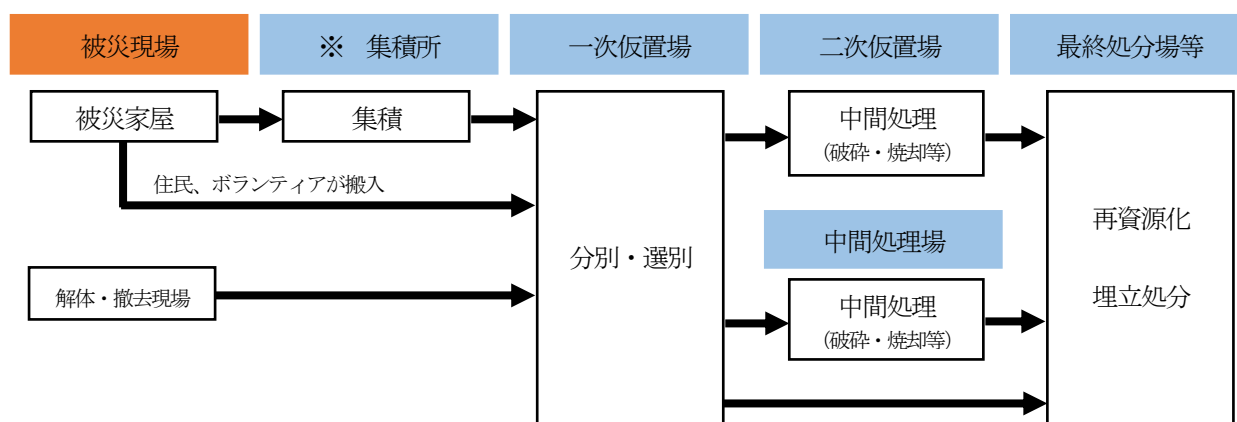
早期に復旧・復興を果たすため、災害廃棄物等の処理については3年間で終わることを目標とし、柔軟に対応する方針とする。災害発生後は、全般的な被害状況を把握するとともに、災害廃棄物の発生量、処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量などを踏まえ、処理スケジュールを作成する。

(2) 収集運搬

災害時において優先的に収集する災害廃棄物の種類、必要な機材、車両、収集運搬方法・ルートについて、平常時に想定しておく。収集運搬ルートは、道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的なルートを選定する。

(3) 処理フロー

災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法を一連の流れで示した処理を行う。



※被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある。

図2 災害廃棄物処理の流れ

9. 仮置場の設置、運営

(1) 仮置場の設置

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管及び処理するために一時的に集積する場所であり、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置する。平常時から所有者、関係法令その他留意事項について検討し、仮置場候補地を選定しておく。なお、本計画における仮置場の必要面積は2,700㎡と推計される。

発災後は、仮置場候補地や周辺道路の被災状況、仮置場候補地の他の用途での利用有無等に留意し、関係課と協議の上、速やかに仮置場開設場所を決定する。

(2) 仮置場の運営管理

仮置場開設後は、以下の事項に留意し、仮置場を管理運営する。

- ①人員の確保
- ②入場者の管理（不法投棄、便乗ごみの防止）
- ③災害廃棄物の分別
- ④搬入量・搬出量の把握
- ⑤仮置場の安全管理及び環境影響対策

(3) 排出ルールと住民への広報

仮置場を開設する際には、住民やボランティアに対し、効果的な広報手段により以下のような点をしつかり伝えることが重要となる。

- ①仮置場の場所、搬入時間、期間等
- ②誘導路（場外、場内）、案内図、配置図
- ③災害廃棄物の分別方法
- ④仮置場に持ち込んではいけないもの（生ごみや危険物）
- ⑤町内の災害廃棄物であることの証明方法